

地震による非常災害時の措置について(生徒用)

No. 1

気象庁（大阪管区气象台）より、大阪府及びその周辺に地震の発生が発表された場合には、下記の通りに対応する。

1. 柏原市に午前0時以降**震度5弱以上の地震**が発生した場合は、その日（午後8時以降に発生した場合は翌日）は臨時休校とする。

登校途中に地震に遭遇した場合

- ① 壁や電柱などから離れ、なるべく広い安全な場所にすぐ避難すること。
- ② 揺れが治まった後、家が近い場合は家へ、学校が近い場合は学校へ避難すること。
- ③ 家や学校まで遠い場合は、近くの避難所等に一時的に緊急避難すること。

在校時に地震に遭遇した場合

- ① 揺れが治まるまで机の下などに身を隠すこと。
- ② 放送の合図で、すばやくグラウンドに避難すること。
- ③ 十分な安全が確認できるまでは学校で待機させる。安全が確認でき次第、下校を許すが、安全に帰宅させるのが困難と判断される地域については、学校で避難・待機させる。

下校時に地震に遭遇した場合

- ① 壁や電柱などから離れ、なるべく広い安全な場所にすぐ避難すること。
- ② 揺れが治まった後、家が近い場合は家へ、学校が近い場合は学校へ避難すること。
- ③ 家や学校まで遠い場合は、近くの避難所等に一時的に緊急避難すること。
- ④ 学校に避難してきた生徒については、十分な安全が確認できるまでは学校で待機させる。安全が確認でき次第、下校を許すが、安全に帰宅させるのが困難と判断される地域については、学校で避難・待機させる。

その他

- ① 休日・祝祭日に柏原市に震度5弱以上の地震が発生した場合は、翌日以降も自宅待機とし、学校からの連絡を待つ。
- ② 生徒は自宅・地域に大きな被害が起きた場合は、できるだけ早く学校へ連絡を入れる。
- ③ 自宅のある市町村で震度5弱以上の地震が発生した場合は登校を見合わせる（登校不能扱い）。
- ④ 地震発生により、公共交通機関が不通となり登校できない場合は登校不能扱いとする。

2. 柏原市に午前0時以降**震度4の地震**が発生した場合は、下記のように対応する。**登校前（在宅時）地震に遭遇した場合**

- ① 安全が確認できるまで、自宅待機とする。
- ② 安全確認後、学校へ登校すること。

登校途中に地震に遭遇した場合

- ① 壁や電柱などから離れ、なるべく広い安全な場所にすぐ避難すること。
- ② 揺れが治まった後、学校へ登校すること。

在校時に地震に遭遇した場合

- ① 揺れが治まるまで机の下などに身を隠すこと。
- ② 放送で避難開始の合図があれば、すばやくグラウンドに避難すること。
- ③ 異常がなければ、平常授業とする。

下校時に地震に遭遇した場合

- ① 壁や電柱などから離れ、なるべく広い安全な場所にすぐ避難すること。
- ② 揺れが治まった後、速やかに帰宅すること。

その他

- ① 学校や地域の被災状況により、臨時休校とすることがある。
- ② 生徒は自宅・地域に大きな被害が起きた場合は、できるだけ早く学校へ連絡を入れる。
- ③ JR 大和路線、近鉄道明寺線・大阪線が不通の場合は、下記の通りとする。
午前7時現在で JR 大和路線、近鉄道明寺線・大阪線のいずれかが不通の場合は、当該路線を利用している者は自宅待機とする。
運転が再開された場合、授業は行われているので、通学路の安全に十分注意して登校すること。この場合の欠席（運転が再開されなかった場合）・遅刻は登校不能扱いとする。